

**郵政ユニオン中央本部**  
**２０２５年４月１日以降の賃金引上げ等に関する要求書（抜粋）**

**I 期間雇用社員等の処遇改善**

1 賃金引上げ要求等

(1) 月給制契約社員

- ①基本月額を３０，０００円以上上げること
- ②基本賃金を大幅に改善すること
- ③加算給を上げ、加算額の上限回数をなくすこと

(2) 時給制契約社員

- ①時給額を２００円以上上げること
- ②基本給を全国一律制とし、時給を１，５００円以上とすること
- ③時給制契約社員の基本賃金について、基本給の下限額は２００円を加えた金額とすること

2 夏期・年末一時金

- (1) 月給制契約社員は、年間４．６月とすること。また、グループ各社同一とし会社間での格差を設けないこと
- (2) 時給制契約社員は、年間で一ヶ月の平均賃金の４．６月とすること。また、グループ各社同一とし会社間での格差を設けないこと
- (3) 夏期・年末一時金の掛け率の根拠を明らかにすること

**II 地域基幹職等の処遇改善**

1 賃金引上げ要求等

- (1) 定期昇給を完全実施すること
- (2) 正社員の基本給を月額３０，０００円以上上げること
- (3) 短時間勤務社員の基本給を月額１８，０００円以上上げること
- (4) 短時間社員の基本給を月額３５，０００円以上上げること
- (5) 正社員の初任給を大幅に上げること

2 夏期・年末一時金

- (1) 正社員は、年間４．６月とすること
- (2) 短時間勤務社員は、年間４．６月とすること
- (3) 短時間社員は、年間４．６月とすること

**III 一般職の処遇改善**

1 賃金引上げ要求等

- (1) 定期昇給を完全実施すること
- (2) 一般職の基本給を大幅に改善し、地域基幹職１級と同等にすること
- (3) 一般職の基本給を月額３５，０００円以上上げること

2 夏期・年末一時金は、年間４．６月とすること

**IV シニアスタッフ及び高齢再雇用シニアスタッフ社員の処遇改善**

- 1 基本給を月額３６，０００円以上上げ、大幅に改善すること
- 2 夏期・年末一時金は、年間４．６月とすること